

## 施設基準の申請漏れで、病院は経営危機に 元厚生局長、迷ったら厚生局事務所に確認を

医療機関への指導・監査業務が、地方社会保険事務局から地方厚生局に移管されて5年近くがたつ。この間に指導・監査はどのように変化したのか。2010年から12年まで関東信越厚生局長を務めた石塚正敏氏（跡見学園女子大マネジメント学部教授）は、病院が施設基準の申請を忘れた場合、大病院やDPCに参加している病院ほど、経営に及ぼす影響は大きいと指摘する。【大戸豊】

保険医療機関や保険薬局に対する指導・監査は、旧社会保険庁の地方社会保険事務局が行ってきた業務だったが、07年に発覚した「年金記録問題」を受けて、同庁の解体が決まったことで、翌年10月からは地方厚生局に業務が移管された。

石塚氏は、各都道府県にあった地方社会保険事務局は、それぞれ独立性が強く、ローカルルールが存在していたという。また、社会保険事務局は年金に関する業務がメインで、政府管掌健康保険（現・全国健康保険＝協会けんぽ）も担当していたことなどもあり、医療機関への指導・監査のプロはあまりおらず、業務を移管した後は、人材の育成が必要だったと振り返る。



石塚氏は施設基準に関して、少しでも疑問があった場合は、自己流に解釈せず、厚生局の都道府県事務所に質問してほしいと訴える

石塚氏は、個別指導は監査の前提として行われると誤解されているが、指導はあくまで教

育を前提としたもので、医療機関の指定取り消しに至ることもある監査とは一線を画したものだ」と強調する。指針となる「指導大綱」と「監査要綱」では、考え方もそれぞれ異なるという。

また、監査の対象になるような、確信犯的に不正を行おうとする医療機関はごくわずかといい、多くのケースは知識が十分でないために起こったケアレスミスで診療報酬の返還が生じており、「それで何億円も返還するのは、非常に不幸な事案。もっと未然に防げたのではないか」と指摘する。

石塚氏が局長就任後に強化したのが情報提供だという。関東信越厚生局のウェブサイトでは、指導を行う上での着目点や、医療機関が指導を受けてよく指摘される点などをまとめている。

### 「個別指導において保険医療機関等に改善を求めた主な指摘事項について」

石塚氏は、指導の際に頻繁に指摘されることは、前もって準備しておいてほしいと言い、「そうすれば、（厚生局も）本当に摘発しなければならないケースに、もう少し力が注げるはずだ」という。

また、指導を行っている時、事務職員の対応能力が如実に表れていると感じたという。石塚氏は「非常によく勉強していて、きちんと対応してくれる所があるが、事務部門にそれなりの人材を投入していない所は、どうしてもフットワークが悪い」と話す。

### DPC参加病院、申請忘れて3億円返還の危機に

局長時代には、診療報酬改定が行われる際に、施設基準の申請にミスがないかどうかのチェックも強化したという。

各都道府県にある厚生局の事務所では、マンパワーが不足しており、例えば大病院の多い東京では、10年に1回適時調査を行えるかどうかの状況だったという。

「そうすると、施設基準の届け出が最初から間違っていた場合、それに気付くまでタイムラグが生じる」

現在、適時調査において診療報酬の請求が不当と判断された場合、診療報酬の自主返還を求められるが、この場合、最大5年間さかのぼって返還することになる。規模の大きな病院の場合、返還額が億単位になる可能性もあり、経営上大きなダメージを受ける。

石塚氏は、施設基準を申請してもらう段階で、事務所がチェックを行えば、病院の自主返還額が累積することも防げると言う。

現在は、施設基準の申請段階ですべてチェックし、ミスが見つければ修正しているといい、石塚氏は「何年もさかのぼって自主返還しなければならないような施設基準の申請ミスは、なくなっているはず」と言う。

ただ、施設基準の申請にミスがあった場合のリスクは、大きくなっていると考えている。

12年度の診療報酬改定では、7対1入院基本料の施設基準が変わった。以前であれば7対1を取得している病院は、再度申請をしなくても問題はなかった。しかし、前回の改定では、再び施設基準の申請が求められた。

石塚氏は講習会やウェブサイトを通じて、病院に申請するよう繰り返し告知していたとい

うが、再申請が適切に行われているかどうか、各県の事務所がチェックしたところ、幾つかの病院で申請のし忘れが見つかった。

DPCに参加する大きな病院でも「新7対1」の申請をし忘れていた。もし、そのまま申請をしなければ、1か月で3億円近い返還額になっていたという。

石塚氏は、「（出来高請求であれば）7対1から10対1ということもあるが、DPCの場合、根っこから駄目になる」と、DPC参加病院が入院基本料などの申請を忘れた場合、経営に甚大な影響を及ぼすことを指摘する。今回は、申請期間が1か月延長されたこともあり、申請を忘れていた病院も大事には至らなかったが、今後も引き続き注意が必要という。

石塚氏は施設基準に関して、少しでも疑問があった場合は、自己流に解釈せず、とにかく厚生局の都道府県事務所に質問してほしいと訴える。各事務所でも、問い合わせがあった場合、丁寧に対応するよう関東信越厚生局の職員に伝えていたという。「後になって何億円も返還するということにならないためにも、自己流に判断しては絶対いけない。それまでの経験が、新しい施設基準では全く通用しなくなることがある」と、石塚氏は注意を促している。

### 石塚正敏氏（いしづか・まさとし）

1978年秋田大医学部卒、厚生省に入省。90年老人保健福祉部老人保健課課長補佐、2002年厚生労働省医政局研究開発振興課長兼内閣官房内閣参事官、06年東北厚生局長、08年医薬食品局食品安全部長、10年関東信越厚生局長。12年9月厚労省退官後、10月より跡見学園女子大マネジメント学部生活環境マネジメント学科教授。